

確定申告に必要な「医療費通知」を希望される方へ

平成 29 年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申告手続きが、従来の医療費等の領収書の添付等に代わり、「医療費控除の明細書」を添付する方式に改められました。それに伴い、「医療費控除の明細書」として、医療費通知が一部活用できるようになりました。

しかし、事務の都合上、医療費通知は確定申告時期（2月～3月）時点では **1月～10月診療分までしか発行することができず、必ずしもすべての受診内容が記載されているわけではありません。**そのため、不足分に関しては領収書等で対応していただきます。また、高額療養費、附加給付金、公費負担医療等の給付を受けている場合は、申告者自身で確認し、実際に負担した額を申告していただくこととなります。

医療費控除に係る医療費通知の発行については、「個人情報保護に関する法律」を遵守し、公立学校共済組合熊本支部個人情報保護規定に基づき取り扱うため、申出書等の提出が必要です。ご希望の方は、必要書類をそろえたうえで、当支部まで送付をお願いします。

※医療費控除に関する手続き等については、最寄りの税務署へお尋ねください。

必要書類

- ①個人情報開示申出書（医療費通知用）
- ②同意書（被扶養者の医療費通知用）

様式は公立学校共済組合熊本支部ホームページに掲載しています
※事務担当者専用ページおよび組合員専用ページ
⇒様式ダウンロード集⇒短期給付・長期給付関係
⇒医療費通知

同意書は、対象者となる被扶養者 1 名につき 1 枚必要です。

対象が小さなお子様で本人が署名できない場合は保護者が代筆してください。

その場合は氏名欄の下に保護者氏名をご記入ください。

- ③身分証の写し（**医療費通知発行希望者の全員分が必要**です。）

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、資格確認書等の写し

- ④返信用封筒

送り先住所を記入し、切手を貼った状態で同封してください。

申請から発行まで1～2週間程度かかります。

不備等があると、更に日数を要しますので、ご提出前に今一度ご確認をお願いします。

記入方法や、ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。